

資金運用の方法について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「当センター」という。）における資金運用の方法については、次のとおりです。

1. 資金運用の方法

譲渡性預金又は大口定期預金

2. 運用の期間、金額及び回数

(1) 運用期間

最長1年間とし、その都度、当センターが指定する期間とします。

(2) 運用金額

1回当たり1千万円以上とします。

(3) 運用回数

年間複数回実施します。

3. 選定方法

原則として、引合いにより、利率（年利）で最も高い条件を提示した1社を運用先として選定します。

ただし、引合いの実施の時点で決定している当該金融機関への預金見込額(当該引合いの対象となる資金の運用開始日における預金(当日に運用期間が満了するものは除く。))の額をいう。)が、引合い参加者名簿にある金融機関のいずれかに当日預け入れている予定の預金の額の合計の二分の一を超えている（以下、「預金上限」という。）場合は、契約の相手方とせず、利率(年利)で次に高い条件を提示した者を契約の相手方として決定します。なお、利率（年利）で最も高い条件を提示した金融機関が2社以上ある場合には、当センターにおける運用実績額の少ない者と約定し、なおその額が同じ場合は当センターにおいて、本引合い業務に関係しない職員の立会いのもと、厳正な抽選により運用先を選定します。

4. 引合いの実施方法

(1) 引合いを実施する都度、当センターから引合い参加登録済の金融機関に運用方法、運用額、運用期間等を指定した上、引合い書の提出を依頼します。

(2) 当該引合い書を受けた参加登録者は、引合い書を当センターあてに送っていただきます。

(3) 上記3の選定方法に基づき運用先を選定し、運用先に対し通知を行います。

(4) 次の事項に該当する者は、参加登録名簿から抹消し、引合いに参加いただけないこ

とがあります。

- ① 「資金運用引合い参加登録申込書」に虚偽の事項を記載した場合
- ② 引合いの時点で、「資金運用機関の募集について」記1の参加資格要件を満たさなくなっている場合

■参考：預金上限の適用事例について

1. 前提条件

- ①引合い参加者名簿に登録されている銀行

A・B・C銀行（全3行）

- ②引合いスケジュール

3/22 引合い日

3/28 資金運用開始

- ③預金状況

新たに引合いにかける資金の運用開始日である3/28において、運用期間中にある預金見込額（※）

A銀行	120億円
B銀行	70億円
C銀行	30億円
<hr/>	
計	220億円

※運用開始日当日に運用期間が満了するものを除きます。例えば、引合いにより契約相手方を決定する3/22の時点でA銀行への預金額が150億円だったとしても、3/28に運用期間が満了するものが30億円ある場合、預金額は120億円とみなします。

2. 預金上限の適用事例（引合い結果）

	対象資金	運用開始日	提示利率			契約相手方
			A銀行	B銀行	C銀行	
引合い①	60億円	3/28	1位	2位	3位	A銀行
引合い②	50億円		1位	2位	3位	A銀行
引合い③	40億円		1位	2位	3位	B銀行

上記の契約相手方選定の考え方は以下のとおりです。

【引合い①】

資金運用開始日において、最も高い利率を提示したA銀行の引合い実施時点の預金見込額は120億円、A～Cのいずれかの銀行に預け入れている予定の預金額は、1.③の220億円の引合いに新設に引合いにかかる額150億円(60+50+40億円)を加算した370億円となります。

$120 \div 370$ は $1/2$ 以下であることから、A銀行を契約相手方として決定します。

【引合い②】

資金運用開始日において、最も高い利率を提示したA銀行の引合い実施時点の預金見込額は、引合い①で決定した60億円を含めた180億円となります。

$180 \div 370$ は $1/2$ 以下であることから、A銀行を契約相手方として決定します。

【引合い③】

資金運用開始日において、最も高い利率を提示したA銀行の引合い実施時点の預金見込額は、引合い①②で決定した110億円(60+50億円)を含めた230億円となります。

$230 \div 370$ は $1/2$ を超えることから、A銀行を契約相手方としません。

次に、2番目に高い利率を提示したB銀行についても同様の確認を行います。B銀行の引合い実施時点の預金見込額は、70億円となります。

$70 \div 370$ は $1/2$ 以下であることから、B銀行を契約相手方として決定します。

以上